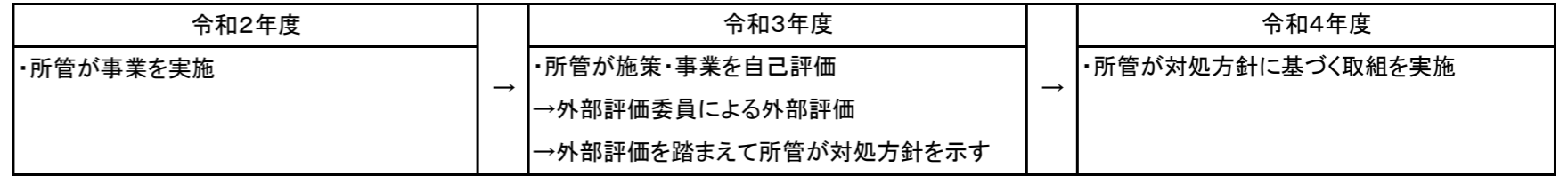


令和3年度に外部評価を行った5施策・4事業・1団体について、令和3年度に示した対処方針に基づき、令和4年度に各所管で実施した対処結果となります。

※「外部評価」及び「外部評価に対する所管の対処方針」のほか、令和3年度の外部評価の詳細については、「令和3年度杉並区外部評価委員会報告書」をご覧ください。

【外部評価委員会による外部評価の流れ】



〈施策評価〉 施策5 良好な住環境の整備

施策目標 (令和3年度の姿)	○地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成が進み、質の高い住宅都市「住み続けたいまち、住んでみたいまち」杉並として幅広く認識されています。また、歴史・文化、自然などの価値ある場所がネットワーク化され、まちの魅力・価値が高まっています。 ○区民が良質な住宅と良好な住環境の中で、ゆとりある住生活が送れるようになっていきます。 ○まちづくりに関する諸制度の的確な運用により、良好な市街地形成が進んでいます。
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	【外部評価】
【施策内容への評価について】	○まちづくりや都市計画分野においては、デジタル化を推進することで、区民等の利便性の向上、蓄積情報の整理・有効活用が大いに期待されることであるが、区としていかなる認識のもとにどのような対応を進めようとしているのかといった方向性を示すことが求められると考える。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○成果指標として「住環境に満足する区民の割合」が位置付けられているが、住環境への満足度を左右する要素は種々あるにもかかわらず、成果指標につながる活動指標がいずれも特定の者を対象とした住宅という箱物の維持管理やあっせん申請件数（住宅セーフティーネット）に係るものとなっている。活動指標が極めて限定的であり、それらの達成のみで成果指標の達成が実現できるものではないことから、活動指標の見直しが必要ではないか。施策目標に照らしても活動指標が適切であるとは思えない。 ○施策の活動指標(1)の「長寿命化修繕工事の工事か所数」は、区営住宅を対象とした指標のようであるが評価表Iからはいかなる住宅を対象としたものなのかが分からない。個別の事務事業に係る指標についても同様のケースが散見される。指標を表す際には区民等が容易かつ正確に意味するところが理解できる表現を工夫されたい。
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業」（整理番号031）については、区民から自然の保護に関する要望・意見や情報公開請求が寄せられている旨の記載があるが、それに区としてどのように対応しているのか、いかなる情報をどのようなタイミングと方法で公表・提供していくのかも合わせて記載されると良いと考える。 ○「まちづくり活動の支援」（整理番号373）について、活動指標と成果指標がまったく同じものが設定されている。本事業においては、まちづくりに取り組む団体の成熟度に応じて段階を設けて助成を行っているとのことであり、ステップアップの状況を成果指標にするといったことも考えられるのではないかと。 ○「区営住宅の住環境整備」（整理番号378）について、区営住宅の長寿命化やバリアフリー化を図る事業とのことだが、そうした機会を捉えて、いかに区営住宅の環境性能の向上やCO2の削減に資する断熱性能の向上といったことも併せてやっていくことが求められる時代となっており、そうした視点も組み込んでいく必要がある。 ○「住宅施策の推進」（整理番号386）について、本事業の実施に当たり「杉並区居住支援協議会」が設立されているとのことであるが、区と同協議会との関係性、事業の実施主体、役割分担などがどのようになっているのか、評価表からは分からない。実態の明確化を図るとともに、組織のあり方も含めて、検討される必要があるのではないかと。

【外部評価に対する所管の対処方針】
○委員のご意見のとおり、国においても3次元デジタルデータの活用など、建築・土木分野でのDX化が推進されています。住宅を含むまちづくり分野においても、良好な住環境の整備に資するためにできることから、インフラ整備に関連する業務の効率化・高度化に取り組んでまいります。
○現行計画等では「住環境」について住宅の供給を主軸として施策評価していましたが、新しい総合計画では「住環境」をハードとソフトの両面からまちづくりと捉えて施策評価するよう変更します。今後、委員のご意見も踏まえ、成果指標と活動指標に不整合のないよう活動指標を検討していきます。 ○施策の活動指標（1）の「長寿命化修繕工事か所数」は、ご指摘のとおり区営住宅を対象としていました。新しい総合計画では、指標の示すところを分かりやすく記載するよう努めます。
○「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業」（整理番号031）について 施設整備方針や土地区画整理事業、自然の保護に関する情報など、内容ごとにホームページで情報提供を行っています。今後、事務事業を評価する際には、ご指摘を踏まえ、より分かりやすい記載に努めてまいります。 ○「まちづくり活動の支援」（整理番号373）について 活動指標と成果指標にまったく同じものが設定されているというご意見について次のように対処いたします。活動指標は現在と変更なく（1）活動助成団体数と（2）コンサルタント派遣団体数とします。成果指標については、区が助成団体に対して活動報告の際アンケートをとるなどして、活動支援助成の有効性について把握できる指標に変更します。成果指標（1）活動助成により活動が充実したと回答した助成団体の割合、（2）コンサルタント派遣により活動が充実したと回答した助成団体の割合、といたします。 ○「区営住宅の住環境整備」（整理番号378）について 国や都においても脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しているところですので、区におきましても委員のご指摘のとおり、地球環境の保全に配慮した視点を取り入れていく必要があると考えます。 ○「住宅施策の推進」（整理番号386）について 杉並区居住支援協議会（以下「協議会」という。）は、不動産関係団体や居住支援団体等から成る会議体で、協議会の意見を反映しながら、事務局である区が高齢者等アパートあっせんなどの事業を実施しています。住宅確保要配慮者に対する支援は、住まい探しだけでなく、福祉分野の所管課との連携が必要なことから、現在の協議会を組織しています。今後も引き続き、居住支援や不動産事業等の専門家と意見を交わしながら、住宅確保等要配慮者への居住支援を行ってまいります。

【所管の対処結果(令和4年度実施結果)】
○令和4年度に改定したデジタル化推進基本方針において、「3次元デジタルデータの活用推進」を位置づけ、建築・土木分野では、3次元デジタルデータを用いて、立体構造物の完成イメージを設計段階から正確に把握し、インフラ整備に関連する業務の効率化・高度化に取り組んでいます。また、道路や鉄道などの都市基盤情報3次元デジタルデータの有効活用に向けた検討などを行いました。
○令和4年度に改定した総合計画では「住環境の形成」をまちづくりと捉えて、ハードとソフトの両面から施策評価するよう変更するとともに、活動指標の見直しを行いました。
○「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業」（整理番号031）について 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく都との協議が完了し、その回答に基づき環境モニタリング調査を実施するとともに、区民の方々にとっての関心の高い自然の保護に関する情報についてもホームページに掲載するなど周知に努め、令和4年度の事務事業評価にもその旨記載しました。 ○「まちづくり活動の支援」（整理番号373）について 活動指標は令和3年度の外部評価時と変更なく（1）活動助成団体数と（2）コンサルタント派遣団体数としました。成果指標については、助成団体からの活動報告による活動の成果から、成果指標（1）活動助成により活動が充実したと回答した助成団体の割合、（2）コンサルタント派遣により活動が充実したと回答した助成団体の割合に変更しました。 ○「区営住宅の住環境整備」（整理番号378）について 区営住宅では、省エネルギー性能の向上を目指し、区営住宅の修繕や建替への記載を捉えて、断熱化を進めることとしました。 ○「住宅施策の推進」（整理番号386）について 区は、杉並区居住支援協議会の事業を区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与するものとして、令和4年度も運営支援を行いました。また、令和4年度に改定作業をしていた新たな杉並区住宅マスタープランでは、居住支援協議会の活動強化を掲げました。

施策14 高齢者の地域包括ケアの推進

施策目標 (令和3年度の姿)	○高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できるよう、医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されています。 ○介護保険制度をはじめとしたサービスだけでなく、地域の多様なサービスの担い手が要介護高齢者とその介護者の生活を支えています。 ○早期発見・早期対応を軸とした認知症対策が実施され、認知症高齢者の在宅生活を支え家族を支援することで、認知症になっても在宅で安心した生活が送れています。
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	【外部評価】
【施策内容への評価について】	<p>○高齢者の地域包括ケアの推進の施策全体のキーとなる2つの成果指標の一つとして要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている割合が設定されていますが、過去3年間で目標値は上昇しているにもかかわらず、実績値は逆に低下傾向にあります。その原因についての分析が十分に行われておらず、施策評価表に当該原因の記載がされておられません。原因分析をしっかりと行って、それに対する対応策を記載すべきと思われます。</p>
【評価表の記入方法などについての評価について】	<p>指標の適切性について ○以下の活動指標について、計画比100%がほぼ決まっている指標と思われる。より努力目標的な活動内容を活動指標として選択すべきと思われます。 ・地域包括支援センターの運営管理の活動指標が、地域包括支援センター数となっている。 ・包括的ケアマネジメント支援の活動指標の地域包括ケア推進員配置数となっている。 ・生活支援体制整備事業の活動指標が、生活支援体制整備連絡協議会開催回数となっている。 また、その他会議数が活動指標となっており、計画比100%がほぼ決まっているもの（認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の実施回数等）についても、会議で決まった活動内容を活動指標に設定できないか検討すべきと思われます。 ○介護サービス利用低所得者の負担軽減の活動指標として負担軽減受給者数、成果指標として一人当たりの年間助成金額を設定しています。本来、活動指標と成果指標は連動性が必要で、活動指標が向上することにより、成果指標も向上するという関係性が成り立つよう指標を設定すべきところ、負担軽減受給者数が多くなれば、一人当たりの年間助成金額が増加するという連動性はなく、活動指標と成果指標の設定に不整合が生じています。助成金額総額＝受給者数×一人当たりの年間助成額という式から、受給者数と一人当たりの年間助成額の両方を増加させると助成金額総額が増えるという関係であり、受給者数と一人当たりの年間助成額は並列の関係にあることから活動指標と成果指標の見直しを行うべきと思われます。 ○介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成で、活動指標として助成金交付件数、成果指標として住宅改修費支給件数を設定しています。助成金交付件数は、過去2年間の実績で8件、12件とかなり少なく、改修費支給件数に対しての割合は1%に満たないものとなっており、活動指標と成果指標の連動性がかなり低いものとなっています。助成金交付件数を成果指標、それを周知するための活動を活動指標とする等活動指標と成果指標の見直しを検討すべきと思われます。 ○「総合相談」の活動指標として地域包括支援センター延べ相談数、成果指標として高齢者実態把握数を設定しています。前者がセンターでの相談件数で、後者が訪問における基本情報の把握数ということで、活動指標と成果指標の連動性がないと思われます。活動指標と成果指標が連動性を持つよう指標の見直しを行うべきと思われます。 ○高齢者の地域包括ケアの推進の施策全体の活動指標の一つとして認知症サポーター養成講座開催回数が設定されていますが、それを受講された総人数やサポーター合計数の方がより成果指標に対して適切な活動指標と思われる。</p>
【施策を構成する事務事業についての意見について】	<p>○高齢者援護に関し、令和2年度の活動指標としての養護者支援事業利用者数が31人の実績に対し、常勤職員数が7.93人と多めとなっています。また、令和3年度の計画では、高齢者援護のメインの心の相談の活動が他に移ることに伴い、残る作業は徘徊等の緊急一時保護や老人福祉に基づく措置事務で、令和2年度のサービス提供も実績でもそれぞれ10名以下とわずかな活動となるため活動指標、成果指標は設定されていません。それにもかかわらず、令和3年度の常勤職員数が2.5人となっており、人数の見直しが必要と思われます。</p>

	【外部評価に対する所管の対応方針】
	<p>○高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できることが施策目標の一つであり、施策目標を達成するための成果として設定しています。一方で、要介護3以上である場合は、特別養護老人ホーム等への入所が可能であり、同施設の整備が進み、緊急性の高い入所希望者は入所しやすい状況になっています。このような状況等も踏まえ、今後は、指標の分析を行い、目標達成に向けて、要因を検証し、その結果を施策評価表へ記載してまいりたいと考えております。さらに、同成果指標は、新しい総合計画においても施策の成果指標として設定し、目標達成に向け、取組を進めてまいります。</p>
	<p>○「地域包括支援センターの運営管理」及び「包括的ケアマネジメント支援」並びに「地域認知症ケアの推進」等の活動指標については、より努力目標的な活動内容を示した指標を検討してまいります。 また、「生活支援体制整備」の活動指標については、令和3年度の生活支援体制整備連絡協議会で協議体本体に加えて、具体的な取組みを検討し、第2層を支援する部会を設置いたしました。そのようなことから、「生活支援体制整備連絡協議会及び部会開催回数」とし、取組状況に応じて開かれる部会の開催回数を追加し、活動指標とすることを検討してまいります。</p> <p>○介護サービス利用低所得者の負担軽減の活動指標と成果指標については、ご指摘のとおり活動指標と成果指標に連動性がなく、成果指標は助成額総額とした方が適当だと思いますので、今後はそのように変更します。</p> <p>○介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成の活動指標と成果指標については、住宅改修を行う方で、居宅介護支援の提供を受けていない方がそもそも少ないことから、確かに活動指標と成果指標の連動性が低くなっておりませんが、この制度を活用することで、居宅介護支援の提供を受けていない方への住宅改修費の支給につながっていること、他に適当な指標がないことから、住宅改修の支給件数を成果指標としています。 居宅介護支援の提供を受けていない方の理由書は主にケア24（地域包括支援センター）で作成しておりますが、理由書作成の対象者が極めて限定されること、区全体の住宅改修の給付実績も減少傾向にあることから、ケア24以外の事業所等への積極的な周知はなじまず、周知活動を活動指標とすることは困難であると考えます。ただ、ケア24の中でも活用実績に偏りがあるため、今後はケア24に対する周知に努めていきます。</p> <p>○「総合相談」の活動指標及び成果指標については、その連動性をもつように成果指標は事業評価の点数とする見直しを検討いたします。</p> <p>○「高齢者の地域包括ケアの推進」の施策の活動指標については、施策の活動量として認知症サポーター養成者数などの適切な指標に見直しを行ってまいります。</p>
	<p>○高齢者援護について、虐待防止に関する事業が在宅医療・生活支援センターに移管され、残る業務は徘徊等による緊急一時保護及び老人福祉法に基づく措置事務とともに、高齢者の権利擁護を図るため成年後見人区長申立事務もあり、令和3年度については常勤職員2.5人で行っております。ご指摘のとおり、来年度については、事業移管後の適正な人員配置について検討してまいります。</p>

	【所管の対応結果(令和4年度実施結果)】																																												
	<p>○指摘を踏まえ、成果指標「要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合」の実績値に係る分析結果を、施策評価表へ記載しました。</p>																																												
	<p>○指摘を踏まえ、令和4年度から活動指標・成果指標を見直しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>事務事業</th> <th>指標</th> <th>現状</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域包括支援センターの運営管理</td> <td>活動</td> <td>地域包括支援センター数</td> <td>地域包括支援センター延べ相談件数</td> </tr> <tr> <td>成果</td> <td>地域包括支援センター延べ相談件数</td> <td>地域包括支援センターの認知度</td> </tr> <tr> <td>包括的ケアマネジメント支援</td> <td>活動</td> <td>地域包括ケア推進員配置数</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域認知症ケアの推進</td> <td>活動</td> <td>認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の実施回数</td> <td>チームオレンジを中心とした認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の回数</td> </tr> <tr> <td>成果</td> <td>イベント平均参加者数</td> <td>チームオレンジのチーム数</td> </tr> <tr> <td>生活支援体制整備</td> <td>活動</td> <td>生活支援体制整備連絡協議会開催回数</td> <td>生活支援体制整備連絡協議会及び部会開催回数</td> </tr> <tr> <td>介護サービス利用低所得者の負担軽減</td> <td>成果</td> <td>負担軽減受給者一人当たりの年間助成金額</td> <td>社会福祉法人等の利用者負担軽減受給者助成金額の総額</td> </tr> <tr> <td>総合相談</td> <td>成果</td> <td>高齢者実態把握件数</td> <td>地域包括支援センター20所の事業評価総合相談の平均得点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成」については、引き続き、より適切な活動指標・成果指標のあり方を検討します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>指標</th> <th>現状</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者の地域包括ケアの推進</td> <td>活動</td> <td>認知症サポーター養成講座開催回数</td> <td>認知症サポーター養成者数</td> </tr> </tbody> </table>			事務事業	指標	現状	見直し後	地域包括支援センターの運営管理	活動	地域包括支援センター数	地域包括支援センター延べ相談件数	成果	地域包括支援センター延べ相談件数	地域包括支援センターの認知度	包括的ケアマネジメント支援	活動	地域包括ケア推進員配置数	(削除)	地域認知症ケアの推進	活動	認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の実施回数	チームオレンジを中心とした認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の回数	成果	イベント平均参加者数	チームオレンジのチーム数	生活支援体制整備	活動	生活支援体制整備連絡協議会開催回数	生活支援体制整備連絡協議会及び部会開催回数	介護サービス利用低所得者の負担軽減	成果	負担軽減受給者一人当たりの年間助成金額	社会福祉法人等の利用者負担軽減受給者助成金額の総額	総合相談	成果	高齢者実態把握件数	地域包括支援センター20所の事業評価総合相談の平均得点	施策	指標	現状	見直し後	高齢者の地域包括ケアの推進	活動	認知症サポーター養成講座開催回数	認知症サポーター養成者数
事務事業	指標	現状	見直し後																																										
地域包括支援センターの運営管理	活動	地域包括支援センター数	地域包括支援センター延べ相談件数																																										
	成果	地域包括支援センター延べ相談件数	地域包括支援センターの認知度																																										
包括的ケアマネジメント支援	活動	地域包括ケア推進員配置数	(削除)																																										
地域認知症ケアの推進	活動	認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の実施回数	チームオレンジを中心とした認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の回数																																										
	成果	イベント平均参加者数	チームオレンジのチーム数																																										
生活支援体制整備	活動	生活支援体制整備連絡協議会開催回数	生活支援体制整備連絡協議会及び部会開催回数																																										
介護サービス利用低所得者の負担軽減	成果	負担軽減受給者一人当たりの年間助成金額	社会福祉法人等の利用者負担軽減受給者助成金額の総額																																										
総合相談	成果	高齢者実態把握件数	地域包括支援センター20所の事業評価総合相談の平均得点																																										
施策	指標	現状	見直し後																																										
高齢者の地域包括ケアの推進	活動	認知症サポーター養成講座開催回数	認知症サポーター養成者数																																										
	<p>○「高齢者援護」について、令和3年度は常勤職員2.5人で事務を行い、4年度は計画値2.1人に見直し、実績値は2.19人でした。今後も事務量に対して適切な人員配置となるよう努めていきます。</p>																																												

施策24 子ども・青少年の育成支援の充実

<p>施策目標 (令和3年度の姿)</p>	<p>○子ども・青少年が、自主性・社会性などを身につけ、夢を描きながら健やかに成長するための支援の仕組みづくりが進んでいます。</p> <p>○学童クラブや放課後等の居場所の整備が推進され、地域の人や団体の支援を受けながら児童の健全育成環境の充実が図られ、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。</p>
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対応方針】	【所管の対応結果(令和4年度実施結果)】
<p>【施策内容への評価について】</p>	<p>○放課後などの居場所確保という側面だけでなく児童・こどもの成長という観点から学童クラブなどの機能を把握する必要がある。保育士の資格保有者が杉並区は多いようであるが、学童においてどうか検討したり、学生やボランティアの活用も考慮し、学習や成長を支援する質の改善を図る必要がある。成果指標の将来の夢・目標を持っている子どもの比率が目標値を20%程度下回っていることを踏まえた評価と対策が必要ではないか。次世代育成基金については今後基金の運用についても取り組むことが重要である。</p>	<p>○小学生の放課後等の居場所づくりにおいては、ご指摘のとおり、ハード面の整備のみならず、学童クラブ等の運営を通じて子どもの成長支援を図ることができているかという視点も重要であると考えています。こうしたことから、今後も、学童クラブ等の運営に当たっては、児童福祉法の理念にのっとり、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもが主体的に遊べる環境を確保することで、子どもの自主性・社会性・創造性を育めるよう取り組んで参ります。</p> <p>○また、支援に当たっては、保護者や地域住民、ボランティア等の一層の参画を得るとともに、学童クラブの運営の質を確保する取組も推進する予定です。</p> <p>○次世代育成基金を含む区の基金は、会計課が「杉並区資金管理計画」等に基づき適切に運用しているところですが、所管においては、当該基金を活用した事業を安定的・継続的に実施していくため、基金の趣旨の一層の周知と寄附勧奨に努めて参る考えです。</p>	<p>○児童館、放課後等居場所事業及び学童クラブでは、子どもが主体的に過ごし方を選択できるよう職員が援助するとともに、学年に応じて子ども自身に集団の中での役割を与えるなど、子どもの成長支援に資する運営を行いました。その結果、令和4年度実施の学童クラブ第三者評価では、「学童クラブの生活がお子さんの成長に役立っていると思いますか？」の問いに、約93%の保護者から肯定的な回答を頂くことができました。</p> <p>○また、コロナ対策を行う中でも、参加人数を限定するなど様々な工夫を行うことで、地域住民やボランティアによる体験プログラムを出来る限り実施するなど、地域住民等の参画を図りました。</p> <p>○次世代育成基金については、基金創設から10周年を記念した式典を開催したほか、記念誌を作成するなど、制度趣旨の一層の周知や寄附勧奨を行った結果、前年度を超える寄附件数となりました。</p>
<p>【評価表の記入方法などについての評価について】</p>	<p>○活動指標と成果指標が対応していない。学童クラブと将来の夢・目標を持つ子どもを支援することは成果指標にあるが、活動指標(1)にかかる児童施設の利用者層は高校生だけではない。</p>	<p>○次期総合計画においては、子どもの居場所づくりに重点を置いて、施策体系を見直すこととしています。小学生から中・高校生までの育成支援に係る新たな施策では、児童期の成長段階にある小学生を中心に据えつつ、施策を推進していくこととしています。施策の目標達成に向けた活動指標と成果指標の設定に当たっては、ご指摘の内容も踏まえ、小学生の放課後等居場所事業の利用者数を活動指標に、その利用の満足度を成果指標にしていく予定です。</p>	<p>○令和4年度を始期とする新たな総合計画においては、新たな施策として「子どもの居場所づくりと育成支援の充実」を設け、施策の成果指標と活動指標が対応するよう、成果指標に「放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度」を、活動指標に「当該事業の利用者数」を設定しました。</p>
<p>【施策を構成する事務事業についての意見について】</p>	<p>○学童クラブと児童館などの施設運営が主たる事業になっているが、委託の増加に伴い委託業務の質の確保とAI等の活用による作業の効率化や学習支援、小学校との情報の共有化が求められると思われる。</p>	<p>○区においても、学童クラブの運営の質の確保や効率化等は必要なことであると認識していることから、今後の新たな取組として、令和4年度から、運営の質の維持・向上に資するよう、福祉サービス第三者評価を導入するとともに、令和6年度から、学童クラブに、児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入することを計画しています。</p>	<p>○学童クラブ運営について、令和4年度から新たに福祉サービス第三者評価の受審を開始するとともに、令和6年度から学童クラブの出欠席等を確認できるアプリケーションを導入するための検討準備を行うなど、質の向上に向けた取組を行いました。</p>

施策28 地域と共にある学校づくり

施策目標 (令和3年度 の姿)	○地域の中にある学校に、更に多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画しています。 ○地域が主体となって、子どもたちの望ましい学習環境を備えた新しい学校づくりが進んでいます。 ○学校が学校だけの課題だけでなく、まちづくりや防災など地域の課題を解決するための「協働の場」・「地域づくりの核」となっています。
--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対応方針】	【所管の対応結果(令和4年度実施結果)】
【施策内容への評価について】	○基盤作りはどのような事業においても重要であり、困難を伴うものであるが、当初の予定より早い時期に、全ての地区に協議会が設立され、全ての区立小中学校が、地域運営学校となったことは、「地域と共にある学校づくり」の基盤を確立できたことについて、評価する。今後の課題は、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールであるとのことだが、多様性の尊重・地域共生社会の実現の観点から、今後の取組みが重要であると考えられる。また、協議会が設立された後の課題は、協議会が目標とする学校が地域の課題を解決するための協働の場、地域づくりの核となることであるといえる。この点で、さらなる事業の拡充が必要の施策であると理解する。 ○本施策は、区民との協働が重要であるといえる。このような観点から、区民がホームページをみれば、どのような組織体系で何を実施しているのか、という点について、理解できるものとすることが有効であると考えられる。現状では、ホームページの様々な箇所に情報が点在しているが、一箇所に纏め、体系的に理解できるページを作成することが必要であると考えられる。	○学校運営協議会が取り組む地域と共にある学校づくり、そして、その取組を通して協議会が地域づくりの核となることは、今後も変わるものではありません。引き続き、施策の充実に取り組んでまいります。 ○地域における共生社会の実現に向けて、地域運営学校(学校運営協議会)を特別支援学校にも拡大するため、新しい総合計画等においても重点として位置付け、令和5年度の設置を目指し、検討を進めます。 ○本施策について、区民に周知・理解を深め、協力者を広げるため、ホームページの掲載方法については、関係各課との連携を図りながら、体系的に理解できるページづくりなどの改良に努めます。	○学校運営協議会を要として、引き続き、地域と共にある学校づくりの施策の充実に取り組んできました。また、令和5年4月に特別支援学校を地域運営学校(学校運営協議会)とするべく、校長や地域住民等関係者と協議を重ねていきました。 ○教育委員会ホームページについては、「共に創る教育」というアイコンを作成し、各校や地域で行われている具体的事例を複数掲載することなどにより、広く区民への周知を図りました。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○No. 465 事業は同一である一方、取組み段階が変化すると、評価の観点が異なってくるものであるといえる。現在の活動指標・成果指標は、懇談会の開催回数とされているが、今後は、地域課題を解決する場としての活動を区としてどのように支援したか、その結果、どのような成果が現れたか、と言う観点からのものに変更することについて検討していただきたい。 ○No. 527 同事業においては、青少年委員が活動できるようサポートしていくことが区の役割といえる。そうすると、活動指標は、例えば自由記載欄にある研修等、このことを目的としたものを置くことが適切であると考えられる。この点について、さらに検討していただきたい。	○(No. 465) 新しい学校づくりについては、懇談会の開催回数を活動指標としていましたが、令和元年度で懇談会を終了したことから、今後より適した指標を検討します。 ○(No.527) 地域教育連絡協議会や地域教育推進協議会を円滑に運営していくためには、事務局であり、かつ運営の要となる青少年委員の企画力や実行力は不可欠であり、青少年委員が積極的に活動できるようにサポートしていくことが区の重要な役割です。活動指標につきましては、サポート内容やそれに対する活動の成果など、より実態や目標に合った項目への見直しを検討します。	○(No. 465) 新しい学校づくりにおける重要なプロセスとして地域住民との合意形成があり、懇談会の開催回数は事業の根幹を評価する指標であると考えています。令和2年度の開校に向けて開催してきた懇談会は終了していますが、今後も対象校を変えて実施する可能性があることから、引き続き指標としました。一方、小中一貫教育の推進については、令和3年度末に行った検証により取組の段階が変化すると捉えられることから、令和4年度の評価の後、令和5年度より指標の見直しを行うこととしました。 ○(No.527) 地域教育力の向上については、指標の見直しを検討しましたが、青少年委員が事務局を担って行う各地域での取組についての活動量やそれに対する区民の関心の広がりがこの事業の柱になるため、引き続き指標の見直しは行わず評価することとしました。
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○コミュニティ・スクールとしての取組みは、区においていかに子どもを育てるか、そこに、区民がいかに関与するかという点にかかわるが、本施策においては、そのみではなく、地域住民による地域の課題への取組みまでを含む地域社会の構築までをも視野にいたしたものであると理解した。この点についての認識を地域全体で共有すること、この観点から活動指標・成果指標を策定することについて、今後検討していただきたい。 ○施策28については、新たな「教育ビジョン」の策定と共に、今後見直しを検討することである。同事業は、区民を含めたさまざまな人が参画する様々な会議体が存在する。この全体像を区民に示すことと共に、その施策全体の中で区が実施することの目標について、関与する者が相互に了解しつつ、活動指標・成果指標を策定することが求められているといえる。新たな、評価表策定に際して、是非検討していただきたい。	○本施策については、地域や保護者、学校関係者など様々な人が参画する会議体が複数存在し、また、保護者や地域住民による地域コミュニティの形成までをも視野に入れたものです。ご指摘の趣旨を踏まえ、今後、活動指標及び成果指標につきましては、新たな施策評価表を策定する中で、適切な指標となるように見直しを行います。	○本施策については、地域住民や保護者、学校関係者など様々な人が、次代を担う子どもたちの教育環境を整えるための協働を身近な地域で行うものです。そしてその過程を通して地域コミュニティの形成にも寄与することを期待するものです。住民自治の基盤となる人と人との関係構築の取組を、どういった活動指標、成果指標で捉えていくことが適切なのか、引き続き検討しています。

施策30 文化・芸術の振興

施策目標 (令和3年度 の姿)	<ul style="list-style-type: none"> ○区民の誰もが優れた文化・芸術に親しめる環境が整備され、区民が質の高い文化・芸術に触れるとともに、意欲的に文化・芸術活動を行っています。さらに、他の地域からも多くの人々が訪れる文化の香り高いまちとなっています。 ○文化・芸術がまちづくりの一翼として機能し、地域のにぎわいを醸成しています。また、区と文化・芸術関係団体の協働により、地域の多様な文化・芸術活動が、盛んに行われています。 ○各地域の公共施設等と地域の連携・協働の取組が進み、地域のにぎわい創出と地域活性化などの波及効果をもたらしています。
--------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果(令和4年度実施結果)】
【施策内容への評価について】	<p>○本施策は、コロナ禍にあって、特に大きな影響を受けた施策のひとつであった。そうした中で、ICT等を活用し、対応しうる範囲での対策がなされたと判断できる。</p> <p>しかしながら、当初計画された施策の内容を大きく変更せざるをえなくなった経緯や予算措置等について、評価表への記載がなく、補足の説明なしに評価表だけでは施策内容について適切に評価することは困難であった。コロナ禍においてどのような対策が取られたのか、区民にきちんと伝わるよう、評価表において施策内容をわかりやすく明示する必要がある。</p> <p>○引き続き、コロナ禍への対応が求められる施策であることから、現状を的確に把握し、他自治体のベストプラクティスの活用、「すぎなみアート応援事業」の充実等、状況に応じて適切な対応を図りたい。</p>	<p>○令和2年度の「すぎなみアート応援事業」は、国の地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における臨時的・緊急的対策の一環として実施したものです。今後の施策評価に当たっては、既存の取組に加え、臨時的・緊急的な取組を行った経緯や取組内容等について、適切に記載していきます。</p> <p>○また、本施策に基づく文化・芸術活動の支援については、今後も文化・芸術情報紙や区公式ホームページ・SNS等で幅広く区民に周知し、活用を促していきます。</p>	<p>○令和3年度の「すぎなみアート応援事業」は国の地方創生臨時交付金を活用しコロナ禍における臨時的・緊急的対策の一環として実施したことを評価表へ記載しました。</p> <p>○文化・芸術活動の支援については、令和4年度も文化・芸術情報紙や区公式ホームページ・SNS等で幅広く区民に周知しました。</p>
【評価表の記入方法などについての評価について】	<p>○施策・事務事業の内容について、職員は理解していても、評価表への記載がなければ区民には伝わらない。評価表の内容について、区民の視点で整理することが必要である。</p> <p>○事務事業評価の指標は妥当であるが、現状の施策評価の指標では、区民の参加の状況が見えず、施策の成果を評価できない。施策の総合評価欄に記載されている実績を指標化し、目標を設定する等、見直しが必要である。文化施設に関しては稼働率・利用者数、文化事業については実施回数・参加者数、利用者・参加者の意向や満足度等、指標を体系的に整理することで改善につなげられたい。</p>	<p>○今後の施策評価に当たっては、改めて活動指標と成果指標のあり方を検討し、総合評価欄の記載内容との整合性を図ります。併せて、文化施設に関する指標についても、体系的に整理等を行っていきます。</p>	<p>○活動指標に「文化芸術活動助成金事業件数」を設定し、成果指標との整合性を図りました。</p>
【施策を構成する事務事業についての意見について】	<p>○文化・芸術の振興事業については、「すぎなみアート応援事業」を創設する等、状況に応じた対策が取られており、評価できる。</p> <p>ただし、国・都からの給付金や助成金の流れが不明であり、特に「すぎなみアート応援事業」においては、財源について適切な説明が必要である。デジタル美術館についても、実施の経緯や予算措置を明らかにし、実績等を評価・検証することで今後の改善につなげられたい。</p> <p>○また、事業の軸のひとつである文化・芸術情報誌「コミュかる」の発行について、評価が全く実施されていない。内容、発行部数や配布方法等の活動及びその成果を評価し、改善につなげることが必要である。</p> <p>○杉並芸術会館・杉並公会堂については、区民の安心・安全に配慮し、指定管理者・PFI事業者と適切に連携することにより、効率的かつ効果的な運用を実施されたい。</p>	<p>○今後の事務事業評価に当たっても、施策評価と同様に、臨時的・緊急的な取組を行った場合は、その経緯や取組内容等について、適切に記載していきます。</p> <p>○また、「コミュかる」については、改めて当該年度における施策への寄与度等を踏まえ、施策評価または事務事業評価において、その実績や課題等を適切に記載するよう努めていきます。</p> <p>○文化の拠点である杉並芸術会館（座・高円寺）及び杉並公会堂については、引き続き、指定管理者やPFI事業者の専門性やノウハウを生かして、より効率的・効果的な事業展開を図っていきます。</p>	<p>○令和3年度の「すぎなみアート応援事業」は国の地方創生臨時交付金を活用しコロナ禍における臨時的・緊急的対策の一環として実施したことを事務事業評価へ記載しました。</p> <p>○文化・芸術情報誌「コミュかる」の発行について、事務事業評価に取組内容を記載しました。</p> <p>○杉並芸術会館（座・高円寺）及び杉並公会堂については、指定管理者やPFI事業者の専門性を活用し、感染症対策を行いながら事業を実施し、座・高円寺は132,961名（令和2年度比64%増）、杉並公会堂は141,219名（令和2年度比140%増）の来館者がありました。</p>

〈事務事業評価(令和2年度重点事業を含む事務事業)〉

地域住民活動の支援 (No.60)

事業の目的・目標	<p>○町会・自治会活動の支援を通して、活動の活性化及び加入促進を図り、良好な地域社会の形成に取り組む。</p> <p>○地域区民センター協議会事業の支援を通して、ふれあいと交流の創出や地域団体のネットワーク化を推進し、良好なコミュニティの形成に取り組む。</p>
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果(令和4年度実施結果)】
【事業内容への評価】	<p>○町会・自治会の加入率の低下、役員の高齢化を課題に掲げており、対策として、加入促進の事業、多様な世代の参加、協議会の事業の見直しという記載がありますが、町会・自治会の活動を現在の世情に合わせ抜本的に見直さないと、上記の課題の解決はなかなか難しいようにも思われます。今後、抜本的な見直しの検討を深め、それに基づく対策を講じていくことが期待されます。</p>	<p>○自主的な地域活動団体である町会・自治会の活性化等を図るためには、個々の組織の実情や地域住民の意見等に応じた支援を行う必要があります。</p> <p>このため、区では、令和2年1月に杉並区町会連合会とともに各町会・自治会の運営の見直しを後押しする目的で発行した「町会・自治会ハンドブック」(第1弾)を作成しました。</p> <p>このハンドブックについては、令和3年度末に加入促進や活動の活性化を図るための考え方やアイデアなどをより具体的に示した第2弾を発行し、各町会・自治会の更なる取組を促していく予定です。このほか、「まちの絆向上事業助成」を通して、各町会・自治会による地域住民の加入促進等を図る取組を支援しています。</p> <p>これらに加え、令和4年度からは新たに町会・自治会活動におけるSNSなどのICT活用を支援する考えであり、引き続き杉並区町会連合会並びに各町会・自治会の意見等を踏まえながら、より実践的な支援に努めていきます。</p>	<p>○事業については、町会・自治会へ更なる取組を促すために、「町会・自治会ハンドブック研修会」を杉並区町会連合会と協働で合計3回行いました。また、新たな支援の取組として、「スマートフォンの使い方」などのICT活用講習を実施しました。</p>
【評価表の記入方法などについての評価】	<p>○活動指標として事業数、成果指標として事業1回当たりの参加者数を設定しています。本来、活動指標と成果指標は連動性が必要で、活動指標が向上することにより、成果指標も向上するという関係性が成り立つよう指標を設定すべきところ、事業数が多くなれば、事業1回当たりの参加者数が増加するという連動性はなく、活動指標と成果指標の設定に不整合が生じています。総参加者数=事業数 x 一回当たりの参加者数という式から、事業数と1回当たりの参加者数の両方を増加させると総参加者数が増えるという関係であり、事業数と1回当たりの参加者数は並列の関係にあることから活動指標と成果指標の見直しを行うべきと思われます。</p> <p>○活動指標として、区政協力委託を締結した町会・自治会の割合を選定していますが、令和元年、2年とも98.7%と100%に近い数値となっております。町会・自治会に対する主な課題が町会・自治会の活性化にあることから、それを実現するための主な活動に関しての活動指標を選択すべきと思われます。</p> <p>○令和3年度の町会・自治会の加入率目標値を60%としており、毎年2%づつ引き上げていますが、実績の加入率は低下傾向にあります。目標値の設定方針に関し、実現可能性の観点から見直しが必要と思われます。</p>	<p>○ご指摘の活動指標と成果指標との関係性を考慮して、各指標の見直しを検討します。</p> <p>○現在の活動指標のうち、「区政協力委託を締結した町会・自治会の割合」については、ご指摘を踏まえ、より適切な指標に見直すよう検討します。</p> <p>○現在の成果指標の1つである「町会・自治会加入率」については、現在の杉並区総合計画における施策指標ともなっており、令和4年度を始期とする同計画の策定に合わせて、新たな指標を設定(「地域活動への区民参加率」を予定)していく考えです。</p>	<p>○ご指摘の活動指標と成果指標との関係性を考慮し、地域住民活動の規模がより明確になるよう検討を行いました。</p> <p>○令和4年度の事務事業評価から、活動指標(1)「区政協力委託を締結した町会・自治会の割合」を「地域住民活動の支援にかかる事業総数」へ、成果指標(2)「事業一回当たりの参加者数」を「地域区民センター協議会(7団体)の実施した事業参加者総数」へ変更することとしました。</p> <p>○成果指標(1)「町会・自治会加入率」については、令和5年度の事務事業評価から「地域活動に参加している区民の割合」へ変更することとしています。</p>

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉
 児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策 (No.295)

事業の目的・目標	○児童福祉施設等を運営する事業者に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費の負担を軽減することで、事業者がより一層の感染拡大防止対策を行い、利用者にとって安心・安全な事業を実施できるようにする。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果(令和4年度実施結果)】
【事業内容への評価】	○本事業は国及び都の補助事業であり、区の裁量性は限定される。そのなかで約9割の事業者から申請があったということであり、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の経費補助を円滑かつ早期に実施することことが求められる。今後、同種の感染対策補助のため、実態把握し都や国に情報を提供することも重要になるとされる(補助上限の経費を要した事業者も約4割とのこと)。	○本事業は、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、国がその実態を踏まえ、施設・事業ごとに補助基準額を定め、全国で統一した支援を行っているものです。今後とも、事業の趣旨を踏まえ、事業者への周知や補助金の支給を迅速かつ適正に行うとともに、より良い施策に繋がる要望等があった場合には、適宜、国や都に対し情報提供をまいります。 なお、各事業者にあつては、補助金を最大限に有効活用し、補助基準額の範囲内で必要な感染症予防対策を行っていることから、補助が不足していたとは一概に言えないものと考えております。	○前年度に引き続き、令和4年度も児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止の支援として、事業者(施設)へ感染症対策物品等の購入に係る補助金に関する情報提供を迅速に行い、各事業者からの申請に基づき経費の全部又は一部の補助等を行いました。 申請受付に当たっては、事業者からの対象物品等の問合せに対し、速やかに国や都へ確認し回答する等、事業者が補助を有効且つ適切に活用できるよう努めました。 当該事業において、84,520,000円(民営認可保育所・地域型保育事業所179所、私立幼稚園23所、ひととき保育4所等)の補助金支出を行い、財政面からの支援を行うことで、各児童福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止に寄与しました。 また、評価表の記入方法については、より内容をわかりやすくする等適正に対応しました。
【評価表の記入方法などについての評価】	○計画の活動指標がどのように算出されたかがわかると理解が進むのではないかと考えられ、こうした補助事業の特性を踏まえた事項を特記事項に記載すると良いと思われる。	○活動指標である事業対象施設数については、本事業の対象となる施設を網羅的に記載したものであり、保育施設や児童厚生施設のほか各種子育て支援サービスを提供している事業者など多岐に渡ることから、評価票にその内訳を記載することは困難であると考えます。また、補助事業を実施するために必要となる人件費については、事業コストとして評価票に記載しているところですが、内容がよりわかりやすい記載となるよう努めてまいります。	

多胎児家庭支援事業 (No.299)

事業の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○多胎児家庭の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担感や外出時の不自由さ等、特有の困難さを軽減し、必要な支援を受けながら、安心して子育てできるようにする。 ○多胎児家庭の交流や専門職による相談支援を通じて、孤立防止や育児不安の軽減を図る。
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	【外部評価】
【事業内容への評価】	<p>○令和2年度11月から、それ以前は「産前産後支援事業」の中に含まれていた多胎児家庭支援を切り出して、単独の事業としたとのことであり、このことは多胎児家庭が抱える特有の困難や悩み等に対処していくうえで、区による適切かつ前向きな対応であると考えられる。</p> <p>○本事業の活動内容は3つの柱からなるが、そのうちの「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」については、実績のみが記載され、計画値（利用見込み数）の記載がないことから、評価表からは計画と実績との乖離の有無が判断できない。事業評価表（1）の特記事項には執行率が低かった理由として、当該支援ヘルパー事業の利用見込みと実績の差が大きかったことが挙げられていることからすると、実績が見込みを大きく下回ったことが想定される。その要因は、どこにあるのかを把握・分析したうえで、より多くの利用につながるよう、要件や支援の在り方の検討をしていただきたい。</p> <p>○また、活動内容にある3つの柱のうち、「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」についてのみ、何らの指標も設定されていないが、前述の利用見込みと実績は成果指標として位置付け得るものと考えられる。</p> <p>○タクシー利用券の交付件数と実績との乖離についても、いかなる要因があって交付申請に至らないのかを調査・分析したうえで、利用条件や交付計画の見直しにつなげていただきたい。</p>
【評価表の記入方法などについての評価】	<p>○「事業評価表（1）」の特記事項に記載されている『多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー』について、利用見込み数と実績数があるのであれば、具体的な数値を評価書に明記しておくべき。</p>



【外部評価に対する所管の対処方針】
<p>○多胎児家庭には保健センターの保健師が妊娠中から関わり、すこやか赤ちゃん訪問、乳幼児健診等、様々な機会を捉えて面接等を行い、切れ目のない支援を行っています。当事業は、3つの柱の事業を通して多胎児家庭と行政（保健師等）をつなぎ、妊娠・出産・育児に伴う特有の困難さを軽減することを目的としているため、指標については、保健師等の専門職による相談支援の機会となる「タクシー利用券の交付件数」と「多胎児のつどい参加人数」の2つとしました。ご指摘いただいた「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」の計画値と実績値については、「計画（目標値）に対する実績の欄」に記載することとします。</p> <p>○「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」の執行率が低かったことについては、就労しているなどの理由から2歳から3歳未満の家庭の利用が少なく、予測できなかったことも要因の一つと考えられます。今後は、面接の機会等を利用して多胎児家庭のニーズの把握に努め、より多くの利用につなげるよう検討します。</p> <p>○タクシー利用券申請時にも、保健師が面接を行い、新たなニーズ等の把握や支援を行うなど、丁寧な対応を心がけています。タクシー利用券の交付申請をしていない家庭については、その理由を把握し分析するとともに、再度通知を送るなど制度内容の周知に努めながら、実績を踏まえた計画数値の見直しを図ります。</p>



【所管の対処結果(令和4年度実施結果)】
<p>○「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」の計画値と実績値については、「計画（目標値）に対する実績の欄」に記載しました。</p> <p>○保健センターの面接で多胎児家庭のニーズを把握しました。その内容を参考に、より多くの利用につなげるようヘルパー委託事業者と調整し、制度の見直しを検討します。</p> <p>○タクシー利用券の申請時の面接は、保健師が丁寧に行っています。交付申請していない家庭には理由の聞き取りを行っています。それらの結果を踏まえ、需要量を分析し、計画数値の見直しを図ります。</p>

教育ビジョンの策定 (No.466)

事業の目的・目標	○令和4年度から概ね今後10年程度を期間とする教育振興基本計画となる「新教育ビジョン」の策定を行い、区民誰もが共有できるようにする。
----------	--------------------------------------------------------------------

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果(令和4年度実施結果)】
【事業内容への評価】	○本事業の目的・目標は、「『新教育ビジョン』の策定を行い、区民誰もが共有できるようにする」とされている。一方、取組内容を見ると、アンケート調査の実施・調査結果の集計などを行っている。この点について、事業の目的・目標と共に、策定プロセスにおける区の役割について、明確にすることが肝要である。また、このような区のビジョンにおいて、今後、会議体と区民の橋渡しは、区に求められる役割であると考え。今回実施されている、アンケート調査、結果集計はそのような観点から評価できるものであると考える。以上により、目標に記載された「できあがったビジョンの区民による共有」のみではなく、「ビジョン策定プロセスにおける区民の意見の反映」といった観点を、本事業における区の役割に加えることについて、次期ビジョン策定の際には検討していただきたい。	○本事業において今回新たに策定した「杉並区教育ビジョン2022」は、区民と区にとっての教育の基本的な考え方を示したものであり、区民誰もが教育の当事者となって、杉並の教育を豊かに育て続けていくとしています。 こうしたことから、新ビジョンの考え方を踏まえ、次期策定の際には、今回の策定時における審議会と区民との橋渡しといった区の役割を明確にしながら、アンケート調査等、その時代に適した策定プロセスにおける区民意見の反映方法などを工夫していきます。	○「杉並区教育振興基本計画審議会」での熟議と多くの区民の意見を踏まえて「杉並区教育ビジョン2022」（以下「教育ビジョン」という。）を策定しました。令和4年度は、各学校や、各学校運営協議会の事業等において、児童・生徒と一緒に「自分とみんなのしあわせを考える」ため、各学校で意見交換会を実施しました。教育ビジョンは、誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、みんなで創り、育てるものであるという考え方を共有し、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」の実践のスタートを切りました。 なお、今後も引き続き、意見交換会等を通じて学校や地域の関係者などの様々な声を聴きながら、教育ビジョンのさらなる理解促進を図るとともに、次期策定の際には、区の役割を明確にしながら、アンケート調査等、その時代に適した策定プロセスにおける区民意見の反映方法などを工夫して行っていきます。
【評価表の記入方法などについての評価】	○外部評価を実施するにあたり、ホームページの議事録、資料を参考にさせていただいた。これらの情報がホームページにアップロードされていることは、評価する。その一方で、この点について、自己評価にて言及がされていなかったが、適切な評価のために、取組みの内容については、的確に言及されることが望まれる。	○事務事業評価表への記入に当たっては、審議会の資料や議事録等のホームページへの掲載といった取組実績について、よりの確な記載となるよう検討していきます。	○単年度事業であるため、令和4年度の事務事業評価表への反映は難しいですが、今後ビジョンを策定する際には、審議検討のプロセスなども記載し、教育ビジョンを区民とともに創っていく姿を示していけるように進めます。

〈財団等経営評価〉

一般財団法人 杉並区交流協会(旧 杉並区交流協会)

事業目的	○人と人とのつながり、地域と地域の交流を育むことを通じて、多文化共生社会の創造と地方創生に寄与する。
------	----------------------------------------------------

【外部評価】	
【経営状況に対する評価】	<p>○コロナ禍の影響を大きく受けた中での対応について、協会及び区による評価は概ね妥当と判断できる。ただし、コロナ禍により中止や減少を余儀なくされた事業とその代替となる取組について、評価表だけではわかりづらい。計画に対してどう対処したのかを、区民に適切に説明することが必要である。</p> <p>○令和3年4月に一般財団法人化された中で、継続的な経費削減等効率的な運営とともに、大きな課題は自主財源の確保であり、そのためには区民の理解・協力を得ることが不可欠である。協会の活動を知っていただき、さらに区民の理解・協力を得られるよう努められたい。</p> <p>○引き続き、コロナ禍において状況に応じて対応できるよう、在住外国人のニーズを的確に把握し、他自治体との広域連携や情報共有を図り、区と連携し、今後も在住外国人の立場に立った支援を実施されたい。</p>
【評価表記入方法などの評価】	<p>○コロナ禍への対応について、計画と実績を整理した情報を評価表に記載する、あるいは、HP上で情報提供している旨を評価表に記載した上でHP上で公開する等、評価表において区民にわかりやすく情報を伝える工夫が必要である。</p> <p>○経営分析においては、各項目ごとに評価の根拠が明示されていると、評価に対して納得が得やすい。</p> <p>○活動による成果を的確に測れるよう、活動指標と成果指標を体系的に見直すことにより、さらなる改善につなげられたい。(例えば、活動指標として設定されている「③交流事業を支える区民数(登録者数・活動者数)」「④会員数」はアウトカムであり、その活動指標は、「協力者・会員数を増やすための活動」等)</p>



【外部評価に対する所管の対処方針】
<p>○コロナ禍により受けた事業とその代替となる取組については、今後の経営評価のほか、協会ホームページ等において、適切な情報提供を行うよう指導・助言していきます。</p> <p>○また、令和3年4月の一般財団法人化を契機として、協会の事業における受益者負担のあり方の見直しや、事業に対する企業等の賛同金・協賛金の募集を通して、自主財源の確保を図るとともに、相談窓口等で実施する利用者アンケート結果等を参考にして、災害時を含む在住外国人支援の充実を働き掛けていきます。</p>
<p>○上記の「経営状況に対する評価」で記載したとおり、協会において適切な情報提供を行うよう促していきます。</p> <p>○また、協会において、経営分析における評価の根拠や、経営評価における活動指標と成果指標の体系の見直しを図るよう、指導・助言していきます。</p> <p>○さらに、区として経営評価表(二次評価表)の中で、協会の事業や取組に対する改善・見直しを検討すべき事項をより具体的に記載するなどの工夫を図っていきます。</p>



【所管の対処結果(令和4年度実施結果)】
<p>○令和4年度から、経営評価及び協会ホームページ等に、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小・廃止した事業が分かるよう記載しました。</p> <p>○令和3年4月の一般財団法人化を契機として、「公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等に基づき、コミュかるショップの運営による利益を経常収支に計上し、基本財産として積み立しました。</p> <p>○また、区民及び区内団体等から寄附金を集め、ウクライナ避難民への支援に取り組むなど、自主財源の確保に努めました。</p> <p>○在住外国人への支援については、外国人サポートデスクを開設し、国民健康保険や税の相談など378件への相談に対応しました。また、令和5年1月より新たな支援として、在住外国人から要望が多かった「子ども日本語教室」を開設し、18人の外国人児童・生徒等に日本語の学習支援を行いました。</p>
<p>○経営評価における活動指標と成果指標を、協会が実施する3事業(①在住外国人の支援、②国内外の自治体交流の促進、③多文化共生社会の相互理解の向上)の実施回数と参加者数に見直し、活動と成果を的確に測れるように改善しました。</p> <p>○区が実施する二次評価(令和4年度)では、ウクライナ避難民への支援や多文化共生社会に向けた事業などの課題を上げ、次年度も取組を継続・発展できるよう連携・協力することとしています。</p>